

# 国立大学法人東京学芸大学職員退職手当規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則 第 19 号

改正（施行） 平 18 則 6 （18. 4. 1）  
平 18 則 19 （18. 8. 1）  
平 23 則 13 （23. 12. 22）  
平 25 則 3 （25. 2. 12）  
平 25 則 23 （25. 11. 1）  
平 26 則 15 （27. 1. 1）  
平 27 則 7 （27. 4. 1）  
平 28 則 8 （28. 4. 1）  
平 30 則 2 （30. 2. 8）  
平 31 則 3 （31. 2. 7）  
令 2 則 7 （2. 4. 1）  
令 3 則 10 （3. 4. 1）  
令 5 則 9 （5. 4. 1）  
令 6 則 3 （6. 1. 26）

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成 16 年規則第 5 号。以下「就業規則」という。）第 50 条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の職員（国立大学法人東京学芸大学年俸制給与に関する規則（平成 26 年規則第 13 号）第 2 条第 1 号の規定の適用を受けている者を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合にあつては、その遺族）に支給する。

2 職員が退職した場合（第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったとき（就業規則第 25 条第 1 項の規定により再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）を除く。）は、その退職については、退職手当は支給しない。

（退職手当の支払）

第 3 条 この規則による退職手当は、直接この規則に定めるところによりその支給

を受けるべき者に、その全額を、現金又は本人の預貯金口座への振込みにより支払わなければならない。ただし、別に定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、法令で定められたもの及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条第 1 項後段に規定する労使協定で定められたものについては、退職手当の一部を控除して支払うことができる。

3 この規則による退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（一般の退職手当）

第 3 条の 2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 6 条の 2 までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 9 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第 4 条 次条又は第 6 条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（国立大学法人東京学芸大学大学教員年俸制給与規則（令和 4 年規則第 26 号）第 2 条に規定する職員（以下「年俸制適用教員」という。）については、その者が年俸制適用教員として在職した期間、国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成 16 年規則第 8 号。以下「職員給与規則」という。）における教育職俸給表（一）の適用を受ける者として在職したと仮定した場合の俸給月額。以下同じ。）、俸給の調整額の月額及び教職調整額の月額の合計額（以下「俸給の月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 100
- (2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 110
- (3) 16 年以上 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- (4) 21 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200
- (5) 26 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- (6) 31 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 120

2 前項に規定する者のうち、死亡又は厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）によらず、その者の都合により退職した者（第 17 条第 1 項各号に掲げる者及び傷病によらず、就業規則第 14 条第 2 項各号（第 5 号を除く。）又は第 3 項の規定による解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第 9 条の 4 第 4 項において「自己都合等退職者」という。）に対する

退職手当の基本額は、自己都合退職者等が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1 年以上 10 年以下の者 100 分の 60
- (2) 勤続期間 11 年以上 15 年以下の者 100 分の 80
- (3) 勤続期間 16 年以上 19 年以下の者 100 分の 90

(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第 5 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者で、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日におけるその者の俸給の月額（以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 就業規則第 12 条第 3 号の規定により退職した者
- (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で学長が別に定めるもの
- (3) 国立大学法人東京学芸大学職員早期退職規則(平成 25 年規則第 22 号。以下「早期退職規則」という。)に規定する認定(同規則第 2 条第 1 項第 1 号に係るものに限る。)を受けて同規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第 1 項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125
- (2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5
- (3) 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

(25 年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第 6 条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25 年以上勤続し、就業規則第 12 条第 3 号の規定により退職した者
- (2) 就業規則第 14 条第 2 項第 5 号の規定による解雇の処分を受けて退職した者
- (3) 早期退職規則第 6 条に規定する認定(同規則第 2 条第 2 号に係るものに限る。)を受けて同規則第 9 条第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 業務上の傷病若しくは死亡により退職した者

- (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で学長が別に定めるもの
- (6) 25年以上勤続し、早期退職規則に規定する認定(同規則第2条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同規則第9条第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
  - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
  - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
  - (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- (俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第6条の2 退職した者の基礎在職期間(この規則の規定により、退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。)中に、俸給月額の変額改定(俸給月額の変額改定をする規則が制定された場合において、当該規則による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日俸給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合
  - イ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条 第5条第1項第3号及び第6条第1項(第1号を除く。)の規定に該当する者(学長が別に定める者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第5条第1項第3号及び第6条第1項及び前条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
5条第1項第3号及び第6条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)の割合を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)の割合を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年

		齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)の割合を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第4条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当支給率の調整)

第8条 35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から前条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

2 36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で、第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 35年を超える期間勤続して退職した者で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として第1項の規定の例により計算して得られる額とする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第9条 第4条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第9条の2 第6条の2の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同条第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 47.709以上 特定減額前俸給月額に47.709を乗じて得た額

(2) 47.709未満 特定減額前俸給月額に第6条の2第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第9条の3 第7条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる

字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条	第4条から前条まで	第7条の規定により読み替えて適用する第6条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)の割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の
第9条の2	第6条の2	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2
	同条第2号イ	第7条の規定により読み替えて適用する同条第2号イ
	同条	同条の規定により読み替えて適用する同条
第9条の2第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2の割合を乗じて得た額の合計額
第9条の2第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が

		1年である職員にあっては、100分の2)の割合を乗じて得た額の合計額
	第6条の2第2号イ	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第2号イ
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)の割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第7条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円
- (5) 第5号区分 59,550円
- (6) 第6号区分 54,150円
- (7) 第7号区分 43,350円
- (8) 第8号区分 32,500円
- (9) 第9号区分 27,100円
- (10) 第10号区分 21,700円
- (11) 第11号区分 0円

2 前項各号に掲げる職員の区分(年俸制適用教員にあっては、職員給与規則における教育職俸給表(一)の適用を受ける者として在職したと仮定した場合の職員



の区分)は、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。

3 退職した者の基礎在職期間の各月に、就業規則第 18 条の規定による休職(業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同規則第 33 条第 1 項第 3 号の規定による停職、国立大学法人東京学芸大学育児休業等規則(平成 16 年規則第 6 号。以下「育児休業規則」という。)第 5 条の規定による育児休業及び第 11 条の 4 の規定による出生時育児休業(以下「育児休業等」という。)、国立大学法人東京学芸大学介護休業等規則(平成 16 年規則第 7 号)第 6 条の規定による介護休業、国立大学法人東京学芸大学自己啓発等休業規則(平成 28 年規則第 11 号。以下「自己啓発等休業規則」という。)第 2 条第 4 項に規定する自己啓発等休業又は国立大学法人東京学芸大学配偶者同行休業規則(平成 28 年規則第 12 号。以下「配偶者同行休業規則」という。)第 2 条第 3 項に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)があるときは、次の各号に定める月数を第 1 項に規定する退職手当の調整額の算定対象から除く。

(1) 育児休業等により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業等に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあった休職月等 退職した職員が属していた第 1 項各号に掲げる職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の 3 分の 1 に相当する数(当該相当する数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(2) 就業規則第 18 条第 1 項第 7 号に規定する休職又は配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 当該休職月等

(3) 前各号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。) 退職した職員が属していた職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の 2 分の 1 に相当する数(当該相当する数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が 1 年以上 4 年以下のもの 第 1 項の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額

- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
  - (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
  - (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第9条の5 第6条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条の2、第6条、第6条の2、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与規則に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第10条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第17条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員になったとき（再雇用職員を除く。）は、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則第3条第2項第2号に規定する契約職員（以下「契約職員」という。）が退職した場合において、退職手当の支給を受けることなく引き続き職員となったときは、当該契約職員の在職期間を第1項に規定する職員として引き続いた在職期間とみなす。
- 5 前4項の規定による在職期間のうち休職月等があったときは、その月数の2分の1（育児休業等のうち、当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限り3分の1、就業規則第18条第1項第7号に規定する休職の期間又は配偶者同行休業をした期間にあってはその月数）に相当する月数を前4項の規定により計算した在職期間から除算する。

6 前5項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（国等の機関から復帰した職員に対する退職手当に係る特例）

第11条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算すると定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等（退職手当に関する規程において、学長の要請に応じ、引き続いて当該法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人（次条に定める法人を除く。以下「国等の機関」という。）に限る。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、第10条の規定を準用する。

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、退職手当は、支給しない。

5 職員を国等の機関（次条に定める法人を含む。）の業務に従事させるための休職の期間は、第10条第4項の規定にかかわらず職員の引き続いた在職期間に全期間

算入するものとする。

- 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)

第12条 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター(以下「他の国立大学法人等」という。)の職員(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構にあつては教育職職員に限る。以下同じ。)となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定により、その者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、退職手当は支給しない。

- 2 職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の職員(独立行政法人メディア教育開発センターの解散後に引き続き放送大学学園の職員となった者を含む。)が当該国立大学法人等において退職手当の支給を受けることなく、引き続いて職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(役員との在職期間の通算)

第13条 職員が、引き続いて役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)となったときは、退職手当は、支給しない。

- 2 職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第10条の規定を準用する。

(役員との在職期間を有する職員の退職手当の額の特例)

第14条 引き続いた役員との在職期間を有する職員の退職手当の額については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、当該職員に係る役員との在職期間について、当該役員との業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第15条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持

していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第16条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(懲戒解雇等の処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違が職務に対する社会の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 就業規則第33条第4号の規定による諭旨解雇の処分又は同条第5号の規定による懲戒解雇の処分（以下「懲戒解雇等処分」という。）を受けて退職をした者

(2) 就業規則第14条第1項又はこれに準ずる退職をした者

2 学長は、前項の規定により退職手当の支給制限を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 学長は、前項の規定による通知をする場合において、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、当該支給制限の内容を民法(明治29年法律第89号)に定める方法により公示の手續を行い、公示した日から2週間を経過したときに文書の交付が当該支給制限を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 就業規則第33条第4号の規定による辞職願の提出の勧告に応じて諭旨解雇された場合の退職手当の支給額は、その者の勤続期間に応じて第4条第2項の規定を適用して得た額に100分の50を乗じて得た額とする。

5 就業規則第33条第4号の規定による辞職願の提出の勧告に応じない場合は、退職手当を支給しない。

6 第4項の規定は、退職等した後にその者の在職期間中の行為に関し諭旨解雇相当との認定がされた場合に準用する。

(退職手当の支払の差止め)

第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の支払を差し止めることを行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の支払を差し止めることができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は学長はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支払うことが職務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 学長が、当該退職をした者について、当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止めることができる。

4 第1項又は第2項の規定による退職手当の支払差止(以下「支払差止」という。)を行った学長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止の目的に明ら

かに反すると認めるときは、この限りではない。

- (1) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
  - (3) 当該支払差止を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による支給制限を受けることなく、当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止を行った学長は、当該支払差止を受けた者が次条第2項の規定による支給制限を受けることなく当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支払差止を行った学長が、当該支払差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止を取り消すことを妨げるものではない。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第17条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 学長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、第17条第1項に規定する事情を勘

案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

3 学長は、第1項第2号又は前項の規定による支給制限を行おうとするときは、当該支給制限を受けるべき者の意見を聴取するものとする。

4 前項の規定による意見の聴取について、必要な事項は、学長が別に定める。

5 第17条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による支給制限について準用する。

6 支払差止に係る当該退職手当に関し、第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする支給制限が行われたときは、当該支払差止は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第20条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、第17条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を請求することができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 学長が、当該退職をした者について、当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による請求は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 学長は、第1項の規定による請求を行おうとするときは、当該返還請求を受けべき者の意見を聴取するものとする。

4 前項の規定による意見の聴取について、必要な事項は、学長が別に定める。

5 第17条第2項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第21条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第17条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずることができる。

2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による返還請求について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返還請求)



第 22 条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職手当の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から 6 月以内に第 20 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による請求を受けることなく死亡した場合（次項から第 5 項までに規定する場合を除く。）において、学長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から 6 月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、学長は、当該通知が当該相続人に到達した日から 6 月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に第 20 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による返還請求を受けることなく死亡したとき（次項から第 5 項までに規定する場合を除く。）は、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第 18 条第 1 項第 1 号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第 20 条第 1 項の規定による返還請求を受けることなく死亡したときは、当該学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 20 条第 1 項の規定による請求を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当

する額の返還を請求することができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する懲戒解雇等処分を受けた場合において、第20条第1項の規定による請求を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員に対する懲戒解雇等処分を受けたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。
- 6 前各項の規定による返還を請求する金額は、第17条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による請求を受けるべき者が相続又は遺贈により取得した又は取得する見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 7 第17条第2項並びに第20条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による請求について準用する。

(退職手当審査会への諮問)

第23条 学長は、第19条第1項第2号若しくは第2項、第20条第1項、第21条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による措置(以下この条において「退職手当の支給制限等の措置」という。)を行おうとするときは、別に定める退職手当審査会(以下「退職手当審査会」という。)に諮問しなければならない。

- 2 退職手当審査会は、第19条第2項、第21条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による請求を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該支給制限又は返還請求を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の措置に係る事件に関し、当該請求を受けるべき者又は学長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の措置に係る事件に関し、関係部局に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 5 前項各項についての必要な事項は学長が別に定める。

(実施規定)

第24条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。）附則第 4 条の規定により、本学職員となる者（以下「承継職員」という。）の勤続期間については、第 10 条の規定にかかわらず、その者の退職手当法第 2 条第 1 項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間を、職員としての勤続期間とみなす。
- 3 前項の職員が退職し、かつ、引き続いて退職手当法第 2 条第 1 項に規定する職員となった場合においては、退職手当は、支給しない。
- 4 国立大学法人の成立前の東京学芸大学（以下「旧機関」という。）の職員が、学長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は退職手当法第 7 条の 2 第 1 項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるために退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の退職手当法に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 5 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧機関の職員となり、かつ、引き続き旧機関の職員として在職した後引き続いて法人法附則第 4 条の規定により職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、退職手当は、支給しない。
- 6 平成 16 年 9 月 30 日までに退職する者に対する第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項の「100 分の 104」とあるのは、「100 分の 107」と、第 2 項の「36 年」とあるのは、「35 年を超え 37 年以下」と読み替えるものとする。
- 7 平成 16 年 9 月 30 日までに退職する者に対する第 9 条の規定の適用については、同条の「59.28」とあるのは、「60.99」と読み替えるものとする。
- 8 法人法附則第 6 条第 4 項の規定により、この規則の施行日から雇用保険法による失業給付の受給資格を取得するまでに退職する承継職員のうち、退職手当法第 10 条の規定による退職手当の支給を受けることができる者に対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を支給するものとする。

## 附 則（平 18 則 6）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）

- 2 退職した者の基礎在職期間中に、給与規則の改正によりその者の当該改正前に受けていた俸給月額が減額されたことがある場合（平成18年3月31日以前の場合を除く。）において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする給与規則の適用を受けたことがあるときは、この規則における俸給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第9条の5第2項に規定する基本給月額に含まれる俸給の月額については、この限りでない。
- 3 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより改正後の退職手当規則（以下「新規則」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正前の退職手当規則（以下「旧規則」という。）第4条から第9条までの規定により計算した退職手当の額が、新規則第3条の2から第9条の5までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規則退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 4 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。
  - (1) 施行日の前日及び施行日において職員として在職していた者 施行日
  - (2) 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて新規則第12条第1項に規定する他の国立大学法人等の職員又は新規則第11条第1項に規定する国家公務員等若しくは本学役員となった者で、他の国立大学法人等の職員又は国家公務員等若しくは本学役員として在職した後引き続いて職員となったもの（その者の基礎在職期間のうち当該他の国立大学法人等の職員又は国家公務員等若しくは本学役員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれないものに限る。） 当該他の国立大学法人等の職員又は国家公務員等若しくは本学役員となった日
  - (3) 施行日の前日に他の国立大学法人等の職員又は国家公務員等若しくは本学役員として在職していた者のうち職員から引き続いて他の国立大学法人等の職員又は国家公務員等若しくは本学役員となった者で、他の国立大学法人等の職員又は国家公務員等若しくは本学役員として在職した後引き続いて職員となった者 施行日
- 5 前項第3号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第3項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは

「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額に相当する額」とする。

6 職員が新制度切替日（第4項に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。）以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規則退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして旧規則第4条から第9条までの規定により計算した退職手当の額（以下「旧規則退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規則退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

ア 新規則第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

(2) 新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新規則第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新規則第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

7 第4項第3号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは、「受けていた俸給月額に相当する額」とする。

8 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する新規則第6条の2の規定の適用については、同条中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（第4項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。

9 新制度適用職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新制度切替日以後の期間に、新制度適用職員以外の職員としての在職期間が含まれるものに対する新規則第6条の2の規定の適用については、その者が当該新制度適用職員

以外の職員として受けた俸給月額、同条に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。

- 10 新規則第9条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、同条中「基礎在職期間」とあるのは、「平成8年4月1日以後の基礎在職期間」と読み替えるものとする。

#### 附 則（平18則19）

- 1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 平成18年8月1日から平成22年3月31日の間に国立大学法人東京学芸大学職員早期退職制度規則（平成18年規則第18号）により退職した者に、第7条の規定を適用する場合は、「100分の2」とあるのは「100分の7」と読み替えて適用することができる。
- 3 前項の規定を適用する場合において、国立大学法人東京学芸大学職員退職手当規則の一部を改正する規則（平成18年規則第6号）附則第3項及び第6項の規定の適用にあつては、旧規則第7条中「100分の2」とあるのは「100分の7」と読み替えて適用する。

#### 附 則（平23則13）

- 1 この規則は、平成23年12月22日から施行する。
- 2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号。）第2条の規定による廃止前の独立行政法人メディア教育開発センターの職員であつた者の第10条第1項に規定する職員としての引き続きた在職期間については、なお従前の例による。

#### 附 則（平25則3）

- 1 この規則は、平成25年2月12日から施行する。
- 2 国立大学法人東京学芸大学職員退職手当規則の一部を改正する規則（平成18年規則第6号）附則第3項の規定の適用については、「退職手当の額が規則第3条の2」とあるのは「退職手当の額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が本改正前の規則第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の退職手当規則第8条第1項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずその者の都合により退職したもの及び27年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退

職したものを除く。)にあつては、104分の87)を乗じて得た額が規則第3条の2)とする。

3 この規則による改正後の第8条及び附則第1項の規定による100分の87を乗じて得た額とあるのは、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 平成25年2月12日から平成25年9月30日まで 100分の98

(2) 平成25年10月1日から平成26年6月30日まで 100分の92

4 この規則による改正後の第9条及び第9条の2に定める49.59とあるのは、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 平成25年2月12日から平成25年9月30日まで 55.86

(2) 平成25年10月1日から平成26年6月30日まで 52.44

#### 附 則 (令6則3)

1 この規則は、令和6年1月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(職員給与規則に規定する教育職俸給表(一)の適用を受ける者及び年俸制適用教員(以下「大学教員」という。)以外の職員に限る。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「次条又は第6条」とあるのは「次条、第6条又は令和6年規則第3号附則第2項」とする。

3 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(大学教員以外の職員に限る。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「次条又は第6条」とあるのは「次条、第6条又は令和6年規則第3号附則第3項」とる。

4 令和6年規則第2号附則第2項の規定による職員の俸給月額(以下「7割措置俸給月額」という。)の改定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。

5 当分の間、第5条第1項第3号並びに第6条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第7条の規定の適用については、第7条の表第5条第1項第3号及び第6条第1項の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年(大学教員以外の職員にあつては60歳)」と、「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは「100分の3(大学教員であつて、その者の定年と退職日の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては、100分の2)」と、それぞれ読み替え

るものとする。

6 当分の間、第8条各項の規定の適用については、以下のとおり読み替えるものとする。

(1) 第1項「第4条から前条まで」とあるのは、「第4条から前条まで及び令和6年規則第3号附則第2項から第4項まで」とする。

(2) 第2項「第6条の2」とあるのは、「第6条の2及び令和6年規則第3号附則第4項」とする。

(3) 第3項「第6条」とあるのは、「第6条又は令和6年規則第3号附則第3項」とする。

7 7割措置俸給月額の改定後に退職した者であつて、第6条の2における特定減額前俸給月額が、7割措置俸給月額となる前日の俸給月額（以下「7割措置前俸給月額」という。）より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第4条から第6条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) その者が7割措置前俸給月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置前俸給月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間を基礎として、第4条から第6条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

(3) 退職日俸給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第4条から第6条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の7割措置前俸給月額に対する割合